



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（保健医療総務課）…………… 1

### 告 示

- 地域森林計画の公表（森林管理課）…………… 4
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認（スポーツ振興課）…………… 5
- 通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法（道路管理課）……………12
- 中城湾港安座真海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課）……………13
- 指定管理者の指定・2件（都市計画・モノレール課）……………13
- 公共下水道の県代行事の全部の完了（下水道課）……………14

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（都市計画・モノレール課）……………14

### 訓 令

- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）……………15
- 沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令（物品管理課）……………23

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程……………23

## 規 則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第23号

#### 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第149号）の一部を次のように改正する。

第8条中「沖縄県保健医療計画」を「沖縄県医療計画」に、「北部保健医療圏、宮古保健医療圏及び八重山保健医療圏」を「北部医療圏、宮古医療圏及び八重山医療圏」に改める。

第10条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 施設等が前項の特定町村のうち保健師の確保が特に困難であるとして知事が指定する町村に所在する場合において、保健師として業務に従事したときは、前2項の規定にかかわらず、保健師として就職した日の属する月から保健師でなくなった日の属する月までの月数の3.5倍の月数を算入するものとする。

第11条中「第9条又は」を削る。

第15条第1項第7号中「条例施設等に規定する」を削る。

第3号様式を次のように改める。

#### 第3号様式（第6条関係）

借 用 証 書

年 月 日

収入印紙貼付欄

[Empty box for revenue stamp]

沖縄県知事 殿

借受人住所  
借受人氏名 印

修学資金として、下記のとおり借用いたしました。については、沖縄県看護師等修学資金貸与条例を遵守し、修学資金の返還債務の生じたときは、その額を返還いたします。

- 1 修学資金の額 円
- 2 借り受けた期間 年 月から 年 月まで
- 3 修学資金の種類

沖縄県知事 殿

連帯保証人住所  
連帯保証人氏名 印  
連帯保証人住所  
連帯保証人氏名 印

連帯保証人は、上記の者が借用した看護師等修学資金について本人と連帯して負担します。  
注 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とする。

第4号様式中

猶 予 の 別	当然猶予・裁量猶予	
貸 与 総 額		円

を

「

貸 与 総 額		円
---------	--	---

」に改める。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式 (第13条関係)

修学資金返還明細書

年 月 日

沖縄県知事 殿

登録番号 

--	--	--	--	--	--

申請者 本 籍  
住 所  
氏 名 印  
(旧姓 )  
生年月日 年 月 日生  
電 話 (自宅)  
(携帯)

(職場)  
(職場名)

出身校名  
卒業年月 年 月

修学資金返還債務を下記の明細書のとおり返還します。  
記

貸 与 期 間 ( 年 箇月)	年 月 日から			年 月 日 まで		
上記期間中貸与を受 けなかつた期間 ( 年 箇月)	年 月 日から			年 月 日 まで		
要 返 還 額	円	貸与総額	円			
		返還免除額	円			
返還の理由が生じた日	年 月 日					
上 記 の 理 由						
返 還 方 法	月 賦	半 年 賦	繰上返還 (一括払)			
月賦、半年賦又は繰上 返還の額 〔 内 訳 〕	[ ] 円	[ ] 円				
返 還 予 定 月 日	毎月 日	毎年 月、 月	月 日			
返 還 期 間 ( 年 箇月)	返 還 開 始	年 日				
	返 還 完 了	年 日				

沖縄県知事 殿

連帯保証人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

連帯保証人は、上記の者の返還債務について本人と連帯して負担します。

注 用紙の寸法は、日本工業規格A4版とする。

第7号様式 (第13条関係)

修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

登録番号

--	--	--	--	--	--

申請者 住 所  
氏 名 印  
(旧姓 )  
生年月日 年 月 日生  
電 話 (自宅)  
(携帯)  
(職場)  
(職場名)

沖縄県看護師等修学資金の返還方法を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

現在の返還方法等	返 還 方 法	月 賦	半 年 賦	繰上返還（一括払）
	月賦、半年賦又は繰上返還の額〔内 訳〕	円 〔 〕	円 〔 〕	円
	返 還 予 定 月 日	毎月 日	毎年 月、 月	月 日
要 返 還 額	円	返 還 済 額	円	
		返 還 未 済 額	円	
変更しようとする理由				
変更を希望する年月日		年 月 日		
変更後の返還方法等	返 還 方 法	月 賦	半 年 賦	繰上返還（一括払）
	月賦、半年賦又は繰上返還の額〔内 訳〕	円 〔 〕	円 〔 〕	円
	返 還 予 定 月 日	毎月 日	毎年 月、 月	月 日
	今後返還に要する期間（年 箇月）	年 年		月 から 月 まで

沖縄県知事 殿

連帯保証人 住所 氏名 印  
連帯保証人 住所 氏名 印

連帯保証人は、上記の者の返還債務について本人と連帯して負担します。

注 用紙の寸法は、日本工業規格A4版とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則第10条第3項の規定は、平成30年度以後に貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成30年4月1日以降10年間における宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第170号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 奥武山陸上競技場
    - ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,690円	2,690円	5,400円	800円
		一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円
		高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額			
同上の練習のために専用する場合			アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,800円	10,800円	21,600円	3,240円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券（11枚）
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
	高齢者	40円	40円	40円	400円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、	児童・生徒	1人1回につき30円			

屋外照明を点灯している場合の加算額	一般・学生	1人1回につき60円
	高齢者	1人1回につき30円

ウ 施設設備の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,080円	1,080円	2,160円	530円
屋外照明(専用利用の場合)	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,590円			
		2分の1点灯	1時間につき1,290円			
	高齢者	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額	種類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場  
専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

(3) 奥武山庭球場  
ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額(1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	690円	690円	1,390円	180円
	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
	高齢者	720円	720円	1,440円	190円

入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額
------------	---

## イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額（1面につき）	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円
高齢者	1時間につき170円	190円

## ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	640円	640円	1,290円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

## (4) 奥武山水泳プール

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき920円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
飛び込みプール	児童・生徒	1時間につき980円	
	一般・学生	1時間につき1,970円	
	高齢者	1時間につき980円	
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛び込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

## イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
----	--------

個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券(11枚) 1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券(11枚) 2,000円
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券(11枚) 1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,080円	1,080円	2,160円	530円
会議室	530円	530円	1,080円	530円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
		高齢者	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,700円	24,700円	49,410円	6,780円
		営利を目的とする場合	102,290円	102,290円	204,590円	28,120円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額		

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

(4) 錬成道場棟

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)

アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	錬成道場（各階ごと）	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円	
			トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円	
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円	
			クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円	
	一般・学生	錬成道場（各階ごと）	5,130円	5,130円	10,270円	1,400円		
		トレーニングルーム	5,340円	5,340円	10,700円	1,460円		
		相撲場	2,160円	2,160円	4,320円	690円		
		クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円		
	高齢者	錬成道場（各階ごと）	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円		
		トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円		
		相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円		
		クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円		
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニングルーム、相撲場又はクライミングウォール及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
	その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	6,300円	6,300円	12,610円	3,460円
			営利を目的とする場合	錬成道場（各階ごと）	26,220円	26,220円	52,450円	7,200円
		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券（11枚）900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券（11枚）1,600円
高齢者	2時間につき90円	回数券（11枚）900円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

	利用料金の額
--	--------

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	12,220円	12,220円	24,460円	3,350円
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
場内音響装置	11,140円	11,140円	22,300円	3,060円
役員室	310円	310円	640円	100円
控室	310円	310円	640円	100円

## (イ) 錬成道場棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
会議室	570円	570円	1,160円	160円
研修室	570円	570円	1,160円	160円
修養室	310円	310円	640円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	640円	100円

## エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額 (1回につき)	種類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

## オ 冷房利用料金(専用利用の場合)

## (7) アリーナ棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
アリーナ	12,000円
役員室	100円
控室	100円

## (イ) 錬成道場棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
錬成道場(各階ごと)	1,720円
トレーニングルーム	540円
会議室	160円

研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

## (6) 奥武山弓道場

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
	高齢者	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

## イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円
高齢者	110円	110円	170円

## (7) 糸満球技場

## ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

## イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

## ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)

会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,580円
	一般・学生	4時間につき17,170円
	高齢者	4時間につき8,580円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券（11枚）2,200円	定期券（1年）11,000円
一般・学生	2時間につき450円	回数券（11枚）4,500円	定期券（1年）22,500円
高齢者	2時間につき220円	回数券（11枚）2,250円	定期券（1年）11,250円

備考

- 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

沖縄県告示第171号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道130号線	北谷町字大村城原413番4から北中城村字瑞慶覧西原393番2まで
県道33号線	うるま市字前原幸崎原285番3からうるま市字大田長田原829番3まで
県道伊計平良川線	うるま市字大田長田原843番からうるま市勝連平安名国場堂1651番1まで
県道8号線	うるま市勝連平安名国場堂1652番7からうるま市勝連平敷屋3645番3まで

2 指定する期日 平成30年4月1日

3 通行方法 1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法

は、次のとおりとする。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所は、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路状況の確認 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

**沖縄県告示第172号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり中城湾港安座真海浜公園の利用料金を承認した。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 中城湾港安座真海浜公園
- 2 指定管理者 南城市知念字久手堅541番地 一般社団法人南城市観光協会
- 3 利用料金の適用年月日 平成30年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名		利用料金の額
駐車場	自動車（オートバイを除く。）	1回につき500円
	オートバイ	1回につき100円
	自動車（オートバイを除き、住宅宿泊事業者が宿泊者の案内等のために使用するものに限る。）	1回につき200円
シャワー		1回につき200円

**沖縄県告示第173号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、中城公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

**沖縄県告示第174号**

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、奥武山公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

**沖縄県告示第175号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により県が施行している公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の全部を次のとおり完了した。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

公共下水道の名称	工事の区域	工事の内容	工事の開始年月日	工事の完了年月日
特定環境保全公共下水道 (大宜味村塩屋処理区)	大宜味村字塩屋1306 番67	終末処理場の 増設	平成29年7月19日	平成30年3月30日

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 5・5・浦1号浦添大公園

## 2 施行者の名称 沖縄県

## 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 昭和47年建設省告示第1651号、昭和52年建設省告示第222号、平成10年建設省告示第454号及び平成21年沖縄総合事務局告示第21号の事業地のうち、浦添市仲間二丁目及び前田二丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 変更なし

## 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成35年3月31日まで

## 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 9・6・3中城公園

## 2 施行者の名称 沖縄県

## 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

## 5 事業施行期間 平成9年4月23日から平成37年3月31日まで

## 6 変更の内容 事業施行期間の延長

**訓 令**

## 沖縄県訓令第2号

知 事 部 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第24条」に、「第29条—第44条」を「第25条—第42条」に、「第45条—第49条」を「第43条—第47条」に、「第50条—第53条」を「第48条—第51条」に、「第54条—第57条」を「第52条—第55条」に改める。

第8条の見出し中「の設置」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 総括安全衛生管理者は、本庁又は出先機関の安全管理者又は衛生管理者を指揮し、本庁又は出先機関における第6条各号に掲げる業務を統括管理する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項中「総括安全衛生管理者（）」を「総括安全衛生管理者等（総括安全衛生管理者及び）」に、「にあつては、所属長」を「の所属長をいう」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 安全管理者は、総括安全衛生管理者等の指揮を受け、次に掲げる事項を管理する。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。

- 4 安全管理者は、職場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第11条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 衛生管理者は、総括安全衛生管理者等の指揮を受け、次に掲げる事項を管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) その他職員の健康管理に関すること。

- 4 衛生管理者は、職場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第13条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「10人以上」を削り、同条第2項中「総括安全衛生管理者が前項の」を「前項の出先機関の長が当該」に改め、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「第1項の出先機関の長」に、「第12条第1項及び第14条第1項」を「第10条第3項及び第11条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第16条第1項中「10人以上」を削り、同条第2項中「総括安全衛生管理者が前項の」を「前項の出先機関の長が当該」に改め、同条第3項中「総括安全衛生管理者」を「第1項の出先機関の長」に、「第14条第1項」を「第11条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

第19条第1項第1号中「の実施及び面接指導」を「及び面接指導の実施」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第19条第3項及び第4項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条を第16条と

する。

第20条第2項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 作業主任者は、当該作業に従事する者を指揮し、当該作業における危険防止に関する事項に係る職務を行う。

第20条を第17条とする。

第21条を削る。

第22条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項の規定による意見に対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第22条を第18条とする。

第23条第2項、第3項第1号、第4号及び第5号並びに第5項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条を第19条とする。

第24条第2項、第3項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第5項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条を第20条とする。

第25条中「第22条第3項第3号及び第4号、第23条第3項第4号及び第5号並びに第24条第3項第4号及び第5号」を「第18条第4項第3号及び第4号、第19条第3項第4号及び第5号並びに第20条第3項第4号及び第5号」に改め、同条を第21条とする。

第26条を第22条とし、第27条を第23条とする。

第28条第1項及び第2項中「総括安全衛生管理者」を「総括安全衛生管理者等」に改め、同条を第24条とする。

第29条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法令で義務付けられた健康診断のうち県が実施すべきもの

第29条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第3章中同条を第25条とする。

第30条を第26条とし、第31条から第35条までを4条ずつ繰り上げる。

第36条第1項中「職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに」を「健康管理票、健康診断の結果その他職員個人の健康に関わる記録を」に改め、同条第3項中「職員健康管理票」を「健康管理票」に改め、同条を第32条とする。

第37条第2項第3号を次のように改める。

(3) 総務部職員厚生課職員健康管理センターに所属する保健師及び看護師

第37条を第33条とする。

第38条第2項中「第34条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条を第34条とし、同条の次に次の4条を加える。

(過重労働対策)

**第35条** 法第66条の8の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。

2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、統括安全衛生管理責任者が別に定める。

3 職員は、第1項の規定により産業医が実施する面接指導を受けなければならない。ただし、当該面接指導を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により当該面接指導を受けることができないときは、他の医師が行う当該面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証する書面を所属長に提出することにより、当該面接指導に代えることができる。

4 所属長は、面接指導の結果に基づき、産業医の意見を聴くとともに職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

5 所属長は、面接指導の結果を関係法令に定める期間保管しなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

**第36条** 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この条において「検査」という。）は、総括産業医が実施するものとする。

2 検査の対象者、実施体制、実施方法その他検査の実施に必要な事項は、統括安全衛生管理責任者が別に定める。

3 総括産業医は、検査を受けた職員に対し、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、総括産業医は、当該職員の同意を得ずに、当該検査の結果を当該職員以外の者に提供してはならな

い。

- 4 所属長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であつて、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。この場合において、所属長は、面接指導を希望することを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 所属長は、面接指導の結果に基づき、産業医の意見を聴くとともに職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。
- 6 総括産業医及び所属長は、面接指導の結果その他別に定める書類を関係法令に定める期間保管しなければならない。

(メンタルヘルス対策)

**第37条** 統括安全衛生管理責任者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した指針を踏まえ、次に掲げる事項についての計画を策定するものとする。

- (1) メンタルヘルスに係る教育及び研修並びに情報の提供に関すること。
- (2) 職場環境の改善に関すること。
- (3) メンタルヘルスに係る相談体制の充実に関すること。
- (4) 復職の支援に関すること。

(喫煙対策)

**第38条** 統括安全衛生管理責任者は、喫煙及び受動喫煙による職員の健康障害を予防するため、次に掲げる事項についての取組の指針を定めるものとする。

- (1) 喫煙及び受動喫煙による健康障害についての情報の周知に関すること。
- (2) 禁煙の支援に関すること。
- (3) 職場における受動喫煙の防止に関すること。

第40条第1項中「統括安全衛生管理責任者が指定した期間ごとに」を「産業保健業務従事者と連携して療養期間中の職員の病状について確認し、療養期間中の職員から療養期間の延長の申出があつた場合には」に改め、「(第5号様式)」を削り、同条第2項中「健康管理審査会(第45条の規定により置かれた健康管理審査会をいう。次条第2項及び第42条第2項において同じ。)の意見を聴き、その意見に基づき療養期間の延長その他必要な指示をする」を「当該職員の意思を確認し、復職のために必要な支援を行う」に改める。

第42条第1項中「知事」を「統括安全衛生管理責任者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 統括安全衛生管理責任者は、前項の復職者状況報告書の提出があつた場合において、必要に応じて、職員及び当該職員の所属する職場への支援を行うものとする。

第43条及び第44条を削る。

第45条中「第40条第2項、第41条第2項及び第42条第2項」を「第41条第2項」に改め、第4章中同条を第43条とし、第46条を第44条とする。

第47条の見出しを「(会議の招集)」に改め、同条第2項を削り、同条を第45条とする。

第48条を第46条とする。

第49条中「第46条から前条まで」を「第44条から前条まで」に改め、同条を第47条とする。

第5章中第50条を第48条とし、第51条から第53条までを2条ずつ繰り上げる。

第54条中「事故等報告書(第10号様式)」を「感染症・死亡・事故等報告書(第9号様式)」に改め、同条第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する」を「統括安全衛生管理責任者が別に定める」に改め、同条第2号中「不慮の事故又は疾病により」を削り、第6章中同条を第52条とし、第55条から第57条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第25条関係)

健康診断の種類

(1) 法 令 で 義 務 付 け	雇入時健康診断
	定期健康診断
	特定業務従事者健康診断
	海外派遣職員健康診断

られた健康診断のうち県が実施すべきもの	給食業務従事者の検便
	じん肺健康診断
	歯科特殊健康診断
	有機溶剤健康診断
	鉛健康診断
	四アルキル鉛健康診断
	特定化学物質健康診断
	高気圧作業健康診断
	電離放射線健康診断
	石綿健康診断
(2) その他知事が必要と認める健康診断	

別表第2中「第34条関係」を「第30条関係」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第24条関係）

安全衛生管理体制報告書

（ 年度）

所属名						職員数		
所在地						男	女	計
区分	職名	氏名	資格	選任年月日	備考			
安全管理者								
衛生管理者								
安全衛生推進者								
衛生推進者								
委員会設置	有・無	委員会名称						
区分	職名	氏名	選任年月日	備考				
総括安全衛生管理者等								
産業医								
安全管理者								
衛生管理者								
関連する職にある者								
経験を有する者				組合推薦				
経験を有する者				組合推薦				
経験を有する者				組合推薦				

経験を有する者					組合推薦
作業主任者設置義務（有・無）				選任年月日	備考
区分	職名	氏名	資格		
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理責任者 殿 所属長 印					

備考1 この報告書には、その資格を証する免許証の写し又は書面を添付すること。

2 年度途中で変更が生じた場合は、その都度報告すること。

第2号様式中「第28条関係」を「第24条関係」に改める。

第4号様式中

現在の状況 (生活状況)	1 入院中	2 通院中 ( 回 / 週)
-----------------	-------	----------------

を

現在の状況 (生活状況)	1 療養中 2 断続的に病休取得 3 その他 ( )
-----------------	----------------------------------

に改め、同表に注

として次のように加える。

注 医師の診断書を添付すること。

第5号様式及び第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式（第41条関係）

診断書（身体疾患復職用）

氏名		生年月日	( 歳)	性別	男・女
住所					

病名		
初診年月日		
休職後、現在までの病状及び治療経過		
予後及び今後の治療方針		
復職に関する意見・就業上の配慮等	復職の可否	可能 ・ 条件付きで可能
	(条件)	
上記のとおり報告します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">                     医 師 氏 名                      医療機関・所在地                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</div>		

備考 「条件」の欄には、復職の際の条件や、身体上配慮すべきと思われる事項（姿勢や作業内容、作業継続時間、休憩に関する事項等）及び就業上配慮すべきと思われる事項について記載してください。

第5号様式の2（第41条関係）

診断書（精神疾患復職用）

氏名	(男・女)	住所：
生年月日	年 月 日 ( 歳)	
病名		
初診年月日		
今回の状態悪化要因	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有り <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/>人間関係                 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>業務の内容・質                 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>業務量の過重                 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>その他：                 </div>	
休職から現在までの病状及び治療経過		
寛解状態（治癒）に至った時期	年 月 / まだ寛解に至っていない	
客観的な指標及び検査年月日 (クレペリン検査、HAM-D等)		
今後の治療方針	通院頻度・曜日	毎 ( ) 週・月ごと ( ) 曜日 午前・午後
	投薬内容	
	その他（カウンセリング、認知行動療法、デイケア等）	
復職に関する意見・就業上の配慮等	復職の可否	可 ・ 条件付きで可 ・ その他の意見
	(条件及び意見)	

上記のとおり診断します。 年 月 日	
医 師 氏 名 医療機関・所在地	印

備考 「条件及び意見」の欄には、復職の際の条件や就業上配慮すべきと思われる事項（業務に影響を与える症状及び薬の副作用の可能性等を含む。）について記載してください。

第6号様式中 「 私は、 年 月 日から 年 月 日まで療養していましたが、 を 診断書のとおり回復しましたので出勤を承認されるよう申請します。 」

「 私は、 年 月 日から 年 月 日まで療養の予定でしたが、 別紙診断書のとおり回復しましたので、 年 月 日より出勤を承認されるよう申請します。 に改める。

なお、必要に応じ、診断書の内容について産業医が主治医に問い合わせることを了承いたします。 」

第7号様式中

「 復職に関する本人の意欲等	を	「 復職に向けた本人の準備活動等
家庭環境等（住居、通勤事情、本人の家計に対する責任の度合い等）	を	家庭環境等

に改める。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

**第8号様式**（第42条関係）

復職者状況報告書

所属名		職名		性別	男・女
氏名		生年月日		（ 歳）	
復職した年月日	年 月 日	主治医による診断名			
報告日・第 回	年 月 日	第 回目報告			
通院・治療状況					
復職後のチェックリスト	体調の変化（ 点）		疲労蓄積度（ 点）		
勤務状況	復職後又は前回報告後 <input type="checkbox"/> 病休・年休なしで勤務している。 <input type="checkbox"/> 休んだり、遅刻や早退をすることがある。（回数、日数等は次のとおり）				
業務の遂行状況	復職後又は前回報告後 <input type="checkbox"/> 計画どおり又は計画以上に実施できた。 <input type="checkbox"/> 計画の修正が必要だった。				
業務内容					
同僚、上司等とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 課題あり				

ン	
支援方針の変更、 気になる点、セン ターへの要望等	
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理責任者 殿 <div style="text-align: right;">                     所属長 <span style="float: right;">印</span> </div>	

備考1 「業務内容欄」は、計画の修正が必要だった場合には、その内容がわかるように記載すること。  
 2 「同僚、上司等とのコミュニケーション」に課題がある場合は、その内容を具体的に記載すること。

第9号様式（第52条関係）

感染症・死亡・事故等報告書

報告の種類			傷病名		
所属（課）					
被災 職員	氏名	年齢（歳）	性別	職種	勤務形態
発生時の状況					
発生日時		発生場所		勤務態様	公務災害の 申請予定
傷病の程度（受診の有無、休業の日数等）					
事故等発生状況及び原因					
その後の対策					
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理責任者 殿 <div style="text-align: right;">                     所属長 <span style="float: right;">印</span> </div>					

第10号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局  
教 育 庁  
労働委員会事務局  
人事委員会事務局  
監 査 委 員 事 務 局

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県自動車等管理規程（昭和48年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「車両管理者」を「、本庁の各課が所管する自動車にあっては車両管理者の、出先機関が所管する自動車にあっては車両管理者又は課長、班長その他これらの職に相当する者のうちから車両管理者が指定した者」に改め、同条第2項中「車両管理者」を「車両管理者等（前項の規定により使用の承認を行った者をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第3項中「車両管理者」を「車両管理者等」に改める。

第3号様式中 「

使用承認 車両管理 者 印
---------------------

」 を 「

使用承認 車両管理 者等 印
----------------------

」 に、 「

使用確認 車両管理 者 印
---------------------

」 を 「

使用確認 車両管理 者等 印
----------------------

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成30年 4月 1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（給料の調整額の特例）

- 2 第7条の規定により給料の調整を行う職を占める職員に係る調整数は、別表第11の2の規定にかかわらず、当分の間、同表中「3.5」とあるのは「1.75」と、「3」とあるのは「1.5」と、「2.5」とあるのは「1.25」と、「2」とあるのは「1」と、「1.5」とあるのは「0.75」と、「1」とあるのは「0.5」とする。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--